

検討項目

「道路、河川・ダムにおける発注者支援業務等」

委員等のコメント

- 発注者支援業務の民間事業者の受注割合が 40%とされているが、単純に落札者の数を合計するのではなく、競争制限を排除する観点から実際に誰が受注したのかを明らかにする必要がある。
- 北海道開発局及び沖縄総合事務局も同様の改革が必要である。
- 発注者支援業務において民間の参入が進んでいるのであれば、公益法人の収益も低下していくため、公益法人の改革も併せて行うべき。
- 年間 1,000 件を超える発注があるため、実施要項の審議を行う際には、業務毎の括りを基本に審議を行うことが適当ではないか。
- 災害の発生等予想不能の事態が生じるのは事実だが、全ての公共事業が予測不能な訳ではないため、発注者支援業務等の全体を単年度の入札とする現状を維持しなければいけないというのは説得力がない。
- 公共事業の発注の入札コストは民間側に相当な負担となっているので、直ちには無理としても、中期的に複数年度化、発注ロットの拡大等により件数の大幅引下げの目標を設定するべき。
- 現行の入札方式により、建設コンサルタントは年度の第一四半期には業務に関わっていない等、年間の業務量に繁忙の差があると考えられるため、複数年度契約により業務量を平準化するべき。
- 発注者支援業務等について、発注ロットを大きくして複数年度契約とすることで、入札コストの削減や業務の効率化が図られることを踏まえて、民間参入の具体的な数値目標が必要
- 将来の発注量の変動が想定されとしても、単価契約の導入や英国のような変動オプションの導入等、将来の変動に対して対応できる契約方式を採用して入札を複数年度化するべき。
- 民間事業者が国土交通省のアンケートで入札資格の要件が厳しいとしているのだから要件を緩和するべき。
- 官民競争入札等監理委員会による事後チェックを重視するべきであり、入札の結果が 1 者応札とならないよう入札結果も審査する必要がある。

評価結果

- 道路、河川・ダムにおける発注者支援業務等について、平成 23 年度から民間競争入札（総合評価落札方式）を導入する。
- 発注者支援業務及び用地補償総合技術業務については、複数年度化の検討を行う。

とりまとめコメント

- 道路、河川・ダムにおける発注者支援業務等について、平成 23 年度から公共サービス改革法に基づく民間競争入札を導入する。
- 1,000 件を超える入札案件をどのように実施要項に束ねて審議するのは、官民競争入札等監理委員会が競争制限の排除や事後チェックを行う観点から検討を継続
- 北海道開発局・沖縄総合事務局の事務に関しても検討するべき。
- 公共サービス改革法に基づく民間競争入札の実施を検討していく中で、発注ロットの大小や複数年度か単年度という問題を一律に決定するのは不合理であり、様々なアプローチを組み合わせる応用問題として解決方法を明らかにしていくべき。
- 指定管理者制度においても生じている問題であるが、民間の参入を拡大していく中で、これまで対象業務を実施した経験のない民間事業者が業務を受注することによって、道路の許認可事務等で行政側がストレスを感じる・行政のノウハウが空洞化する等の問題点が生じるような場合があれば、問題点を明らかにして、正々堂々と改善するべきである。